



テテム。

強半七次ツクセ大曾ニテ盛精會ヲ開ク事ニテ々々、
正谷出淵ニナクハハナナノニ來會共ニ澤四十五村ノ出淵ニ
謝等ノ當日ハ蘇麻合ノ第三回ノ大會ニテモ其蘇麻村ノテキリ
出淵等 澤四十五(澤台員及リ來會)
蘇 祖 河副業張藤高ニテ
出 日 十二日一日午三時三十分ニ至リ澤四十五

日本木村藤田等聯合會編會文
編者 藤田 谷 山 藩 一 編 者

入 函 文 州 社 新 報 社

大正十三年十二月二日

新報社

財團法人協調會大阪支所

堂前孫三郎ハ「我が組合ハ大正十一年十一月十九日ニ生レタノデ
アツテ當時發起人側ノ意見トシテハ完全ナ労働組合ヲ作ロウト云
フ考ヘハナカツタノデアアル、何トナラバ製材ノ資本家ハ他ノ資本
家ニ比スレバ一層頑迷デアツテ労働者ヲ徹底的ニ壓迫スルカラ完
全ナ労働組合ヲ作ル事が出来ナイト考ヘタカラデアアル、然シナガ
ラコノ組合ヲ基礎トシテ將來完全ナ組合ヲ作ロウト考ヘテ^起
ダカラシテ此ノ組合ハ初メカラシテ灰色デアアル、爾來我が組合ハ
振ハナイノデアアル。最近製材主使和會ナルモノガ出来タコノ団体
ハ反動団体デアアルカラ我々ハコノ會ニ對スル態度ヲハツキリサシ
タイト思ツテ今日臨時大會ヲ開催セウトシタノデアアル、過去一年
間我が組合ニハ爭議ハナカツタガ爭議ラシイモノガ三ツアツタ。
ソレハ川崎、島津、馬場ノ三製材工場ノ紛議デアアル、川崎ニ於テ
ハ我々ハ全勝シ、島津ニ於テ全敗シ、馬場ニ於テ全勝シタ、孰レ
ノ製材工場モ随分工場法ヲ無視シテラル様ナ事ヲヤツテラルカラ